

龍ヶ崎市暮らし応援商品券事業実施要項

(目 的)

第1条 この要項は、龍ヶ崎市（以下「市」という。）が、暮らし応援商品券事業を実施することにより、エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を受けている市民への支援及び地域の経済活性化を図ることとする。

2 市は商品券の印刷及び配布業務を行い、その他の換金業務等は補助事業者が行うものとし、龍ヶ崎市補助金等交付規則（以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助事業者)

第2条 補助事業者は、龍ヶ崎市商工会（以下、「商工会」という。）とし、本事業を実施するにあたり、商工会と適宜連携して実施する。

(商品券)

第3条 商品券は、次の表に定めるとおりとする。

名称	龍ヶ崎市暮らし応援商品券 2026
発行者	龍ヶ崎市
配布額	(1)市民一人につき3,000円 (2)1枚500円券とし、6枚ひと綴とする（内訳：大型店及び一般店で使用可能3枚、一般店のみ使用可能3枚）
利用期間	令和8年9月1日から令和9年2月28日まで
利用できないもの	(1)不動産や金融商品 (2)たばこ（電子たばこ、加熱式たばこ等を含む） (3)他の商品券、ビール券、図書券、切手、印紙、プリペイドカード等の換金性の高いもの (4)国税、地方税や使用料などの公租公課 (5)その他、市長が不適当と認めるもの
利用上の注意点	(1)本商品券は現金との引換えはできない。 (2)釣銭は支払われない。 (3)盗難・紛失・滅失した場合、再発行しない。

(配布対象者)

第4条 商品券の配布対象者（以下、「対象者」という。）は以下に該当する者とする。

- (1)令和8年4月1日時点で龍ヶ崎市の住民基本台帳に記載されている者
- (2)令和8年4月1日までに出生または龍ヶ崎市に転入し、令和8年4月14日までにその届出をした者

(配布方法)

第5条 商品券は、世帯単位でまとめて郵送するものとし、宛先は世帯主とする。

2 郵送には、配達等の状況が確認及び記録できるゆうパックを用いるものとする。

3 商品券が宛先不明、郵便局での保管期間経過又は受取り拒否等により返戻された場合は、利用期限まで市で保管するとともに、再通知を行い、受取りが可能となった場合は配布する。ただし、再通知は1回限りとする。

(取扱加盟店舗)

第6条 商品券を利用できる店舗（以下、「取扱加盟店」という。）は、龍ヶ崎市商工会員であり、商工会の定める取扱加盟登録申請書を提出した事業所に限るものとする。ただし、次の店舗等は除く。

(1)龍ヶ崎市暴力団排除条例（平成23年条例第23号）第2条各号に規定する暴力団関係者が営む店舗等

(2)風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する風俗営業を行う店舗等

(3)特定の宗教・政治団体と関わる店舗等

(4)業務の内容が公序良俗に反する店舗等

(換金)

第7条 商品券の換金は、次のとおりとする。

(1)商品券の換金は、商工会にて行う。

(2)商品券の換金手数料は無料とする。

(3)取扱加盟店は、利用者から受領した商品券を商工会が別途定める方法にて提出し、換金を受けるものとする。

(不正防止等)

第8条 市及び商工会は、二重換金防止、偽造防止等の必要な対策を講ずるものとする。

2 取扱加盟店は、不正防止に関する調査等に協力するものとする。

(個人情報の取扱い)

第9条 本事業において取得及び利用する個人情報は、本事業の実施に必要な範囲に限って取扱い、関係法令及び市の規程に基づき適切に管理するものとする。

(その他)

第10条 この要項に定めるもののほか、本事業の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附則

この要項は、令和8年4月22日から施行する。